過失の推定
第103条　他人の特許権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があったものと推定する。

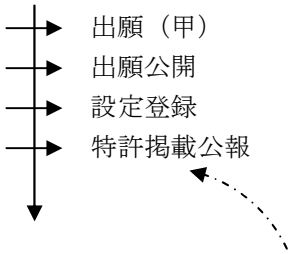

少なくとも、第三者は同業者等であるから、実施に際して掲載公報ぐらい見ているはずである。

↓

見ている → 故意
見忘れた → 過失あると言われても致し方なし

1　103 条の過失の推定

≪問題の所在≫

103条においてなぜ、過失の推定規定が設けられたのか？

↓

≪論証≫

特許は厳格な審査主義の下、設定登録がなされ特許掲載公報によってその内容が具体的に公示される。その一方、侵害者は一般的には特許権者の同業他者と考えられることから掲載公報ぐらいウォッチングしていることは当たり前のことであり、それを怠っている場合には少なくとも注意不足であるとの点は否めない。

↓

≪結論≫

そこで、特許権侵害訴訟の場合、侵害者には過失が推定され、損害賠償請求をする際には特許権者側で侵害者の過失の立証は不要とされた。

【S60-9】

他人の特許権、専用実施権を侵害した者は、その侵害行為について過失があったものとみなす。→ ×

（ ∵ 「みなす」ではなく「推定する」。）

【H12-20(4)】

他人の特許権を侵害した者がその特許権の存在を知らなかった場合は、当該特許権者又は専用実施権者は、侵害者に過失があったことを立証しなければ、損害賠償請求権を行使することができない。→ ×

↓

cf：実用新案権侵害ではなぜ、過失の推定規定がないのか？

無断複製・頒布を禁じます